

奨学金



奨学金4つの活用方法を教えます。

- 日本学生支援機構の「奨学金」を借りて進学する。
 - ✓ 卒業したら自分で「奨学金」を返還する。
 - ✓ 就職したら就業先が「奨学金」を返還してくれる。
- 当法人の「奨学金」制度を利用する。
 - ✓ 進学し卒業後、当法人に5年間勤務すると「奨学金」の返還が免除になる。
 - ✓ 働きながら「奨学金」を借りて資格取得に努め、資格取得後、5年間勤務すると「奨学金」の返還が免除になる。

あなたはどうしますか？私たちはあなたを応援します。

一般社団法人みちのく愛隣協会は、あなたが将来、医療や看護、介護の現場で働きたい！との夢を実現するために、次の3つの選択肢を提案し応援します。

1つめ

日本学生支援機構の「奨学金」を借用して大学や専門学校に進学します。

卒業後、その年の10月から奨学金の返還が開始されますので、自分で「奨学金」を返還する必要があります。(※機構の「奨学金」手続きは在籍校進学担当にごお問い合わせください。)

その際、当法人が運営する病院や介護老人保健施設等に就職した場合、5年間は「奨学金」の返還を法人が肩代わり、つまりご本人に替わって返還します。したがって、ご本人は生活が落ち着くまでの間、奨学金返還を心配することはありません。

2つめ

当法人の「奨学金制度」(年額：150万円)を利用して大学や専門学校に進学します。卒業(資格取得)後、当法人が運営する病院や介護老人保健施設等に5年間勤務します。5年間勤務を継続した場合、「奨学金」全額の返還が免除となります。

つまり、ご本人が「奨学金」として借用した一切の返還が不要となります。

3つめ

当法人の准看護師、介護職員、看護・業務補助職員として働きながら、法人の「奨学金制度」を利用して看護師、准看護師、介護福祉士などの資格取得を目指します。

資格取得後、病院や介護老人保健施設等で5年間勤務を継続した場合、「奨学金」全額の返還が免除となります。

SCAN ME



一般社団法人 みちのく愛隣協会

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台二丁目8番2号

TEL 0195-78-2511

お問い合わせ

東八幡平病院
事務部業務支援課